

静岡市規則第49号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第15条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上

第25条第2号中「第5項若しくは第6項」を「第6項若しくは第7項」に改め、同条第5号中「第55条第3項第1号若しくは第2号」を「第55条第3項若しくは第4項第1号若しくは第2号、第58条第2項」に改め、同号の表中

「

防災避難計画書			を
---------	--	--	---

」

「

防災避難計画書			
---------	--	--	--

区域図（法第58条第2項の規定による許可を受けようとする場合に限る。）	縮尺、方位、高度地区の区域の境界線及び敷地の位置	
-------------------------------------	--------------------------	--

に

」

改める。

第26条第1項中「第10条の4の5第1項」を「第10条の4の10第1項」に改め、同条第2項中「第10条の4の8第1項」を「第10条の4の13第1項」に改める。

第34条第1項第1号中「第15条第8号及び第10号」を「第15条第9号及び第11号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。